

電気通信大学 i - パワードエネルギー・システム研究センター規程

制定 平成26年12月24日規程第22号
最終改正 令和5年5月17日規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第19条第3項の規定に基づき、電気通信大学 i - パワードエネルギー・システム研究センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、人類の持続的発展にとって重要課題であるエネルギー・環境問題の解決のための研究を行い、また、それにより我が国の産業競争力向上に貢献するとともに、研究教育活動を通じて、高い専門性、プロジェクト推進力及びリーダーシップを併せ持ち、グローバルに活躍可能な人材を育成することを目的とする。

(職員)

第3条 センターに、次の各号に定める職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 教授
- (3) 准教授
- (4) その他の職員

2 センターに、特任教員又は客員教員を置くことができる。

3 前2項に掲げる者のほか、本学の専任の教授、准教授及び講師のうち、センターにおいて、センター専任と同等の研究活動を行うものを兼務教員として置くことができる。

4 前3項に掲げる者のほか、非常勤の研究員等必要な職員を置くことができる。

(センター長)

第4条 センター長は、本学の教授のうちから学長が指名する。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第5条 学長が必要と認めるときは、副センター長を置き、本学の理事又は職員のうちから学長が指名することができる。

2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の規定にかかわらず、副センター長の任期の末日は、センター長の任期の末日以前でなければならない。

(運営委員会)

第6条 センターに、センターの円滑な運営を図るため、i - パワードエネルギー・シス

テム研究センター運営委員会（以下「委員会」という）を置く。

2 委員会に関して必要な事項は、別に定める。

（コンソーシアム）

第7条 センターに、インフォパワーエネルギーグリッド推進コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）を置く。

2 コンソーシアムの運営に関して必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。

（雑則）

第8条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。

附 則

1 この規程は、平成27年1月1日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に任命されるセンター長の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則 （令和5年1月11日規程第80号）

1 この規程は、令和5年1月11日から施行する。

2 電気通信大学 i - パワーエネルギー・システム研究センター長選考規程は、廃止する。

附 則 （令和5年5月17日規程第2号）

この規程は、令和5年5月17日から施行する。